

受付 番号	種目番号 —	連絡先	委託担当 磯子区区政推進課 電 話 750-2332
----------	-----------	-----	--------------------------------------

設 計 書

- 1 委託名 磯子区管理不全空家等の現地調査委託
- 2 履行場所 磯子区内
- 3 履行期限 期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
期限 令和3年2月26日 まで
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項 _____

- 6 現場説明 不要
要 (月 日・ 時 分・場所)
- 7 委託概要 磯子区管理不全空家等の現地調査 1 式

- 8 委託理由 _____
 本業務は、磯子区内の管理不全空家等の適正管理に向けた初期指導を行うため、
 現地調査により管理不全空家等の実態・状況等について調査するものである。

9 部分払

する（ 回以内）

しない 部 分 払 の 基 準

乗務内容	履行予定月	数 量	単 位	単価	金 額

※単価及び金額は消費税及び消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">設 計 金 額</p> <hr style="border: 0.5px solid black; margin: 5px 0;"/> <p style="margin: 0;">内 訳 業 務 価 格</p> <p style="margin: 0; padding-left: 20px;">消費税及び地方消費税相当額</p>

項目 工種 種別 細別	単位	数量	単価	金額	摘要
磯子区管理不全空家等の現地調査委託					
現地調査	件	86			
報告書の作成	件	86			
結果の報告	回	2			
打合せ協議	回	2			
業務価格	式	1			
消費税相当額	式	1			
業務委託料	式	1			

磯子区管理不全空家等の現地調査委託 仕様書

1 件名

磯子区管理不全空家等の現地調査委託

2 委託目的

本業務は、磯子区内の管理不全空家等の適正管理に向けた初期指導を行うため、現地調査により管理不全空家等の実態・状況等について調査するものである。

3 履行場所

磯子区内

4 履行期限

令和3年2月26日まで

5 委託業務内容

本委託では、以下の(1)～(4)の業務を行うこととする。

(1) 現地調査

受託者は、調査案件リストに記載されている管理不全空家等(86件)について、敷地及び建物の状況を調査票1に基づいて調査を行い、各調査項目の該当箇所が確認できる写真を撮影する。また、道路や隣地と空家の位置関係がわかる写真についても撮影する。

調査時期は6月～7月(1回目)及び10月～11月(2回目)とし、調査案件全数について1回目又は2回目のいずれか1回の調査を実施する。各回における調査案件の選定については、委託者と協議し決定することとする。

なお、調査に必要な調査案件リストについては、本委託契約後、住宅地図の写しと共に横浜市から電子データを記録媒体により手渡しし、提供する。

(2) 報告書の作成

受託者は現地調査をもとに、調査票1への記入を行い、現地写真を調査票2にまとめる。

(3) 結果の報告

中間報告は2回(7月及び11月)とし、調査した案件について、調査票1及び調査票2を本市に提出し(電子データを記録媒体で手渡し)、結果を報告する。

(4) 打合せ協議

現地調査前及び1回目の中間報告後に委託者との打合せ協議を行うものとする。現地調査前の打合せ協議において、委託者から調査票記入方法の詳細等について説明を行う。

6 個人情報の取扱い

本委託の履行にあたり、個人情報を含む書類を電子媒体により受け渡す場合は、パスワードで保護すること。紙媒体により受け渡す場合は、紛失等による流失を防ぐための措置を講じること。

7 秘密の保持

本委託の履行にあたり知り得た事実は本委託の実施以外に使用してはならず、第三者に漏らしてはならない。また、委託の完了後も同様に秘密を保持しなければならない。

8 報告及び成果物

(1) 報告及び成果物提出先

磯子区総務部区政推進課（磯子区磯子3-5-1）

(2) 成果物

調査票1及び調査票2を紙媒体として1部、電子データを記録媒体で記録したものを1部提出すること。

9 特記事項

- (1) 委託業務の遂行の際には、必要事項について、十分協議を行うとともに、本市担当者の指示を受けること。また、作業内容等について疑義が生じたときは、速やかに本市担当者と協議の上、対応すること。
- (2) 業務中の事故（人身事故を含む。）については、本市に過失がある場合を除き、一切を受託者の責において処理すること。
- (3) 委託業務の遂行に当たり、作業員に対する労働基準法、労働安全衛生法及びその他関連法規を順守すること。
- (4) 現地調査に当たり、委託者が貸与する調査員証を着用すること。また、原則公道から調査を実施し、民地へ立ち入らないこと。

調査日	2020//		
通し番号	年度	案件番号	空家等所在地

該当するもの全てに○を入力

調査項目	判断基準	判定
建物の腐朽・老朽	屋根に破損等がある。(瓦のズレ、割れ、ハガレなど)	
	軒裏に破損等がある。(ハガレ、浮き)	
	外壁に穴があり、室内が確認できる。 外壁が剥がれている。 外壁に大きなヒビが入っている。	
	開口部(窓・ガラス・戸等)が割れている。または外れている。	
	基礎や土台がひび割れている。	
	バルコニーや屋外階段が傾いている。または腐食している。 アンテナや室外機等が傾いている。または外れている。 雨どいが傾いている。または外れている。	
	塀・擁壁等が傾いている。または大きなひび割れがある。	
火災の危険性	火遊び、火災の発生や痕跡など、具体的な出火危険がある。	
侵入の危険性	侵入を容易とする大きさの戸、窓及び穴等が常時開放されている。	
ごみ・物品の投棄	ごみ、物品等が散乱している。 ごみ、物品に起因する臭気が発生している。	
衛生害虫等	ごきぶり・ハエ等の衛生害虫やねずみが発生している。 スズメバチの巣があり、放置しておくこと刺傷事故の発生の恐れがある。	
立木・雑草の繁茂	雑草又は立木が敷地の全体にわたって繁茂し、敷地の境界を著しく越えている。	道路側
		隣地側

調査結果

調査日 2020//

道路と空家の位置関係がわかる写真

該当箇所の写真
(調査できない場合は添付不要)

調査項目等写真の説明を記載すること

例: 建築物全体(道路と空家の位置関係)

例: 建物の腐朽・老朽(屋根瓦のスレ)

※調査票は適宜追加すること。